

立命館大学 法務研究科（法科大学院）

FD NEWS LETTER

通巻第15号 2021年3月31日

目次

2020年度FDニューズレター発行にあたり	1
2020年度のFD活動	2
I. 授業改善アンケート	2
II. FDフォーラム	3-5
III. 授業参観	5
IV. 特別寄稿	
「FD活動に寄せて」	6-7
立命館大学特別任用教授 薬師寺 公夫	
「法科大学院での13年」	8-11
立命館大学特別任用教授 吉村 良一	

2020年度FDニューズレターの発刊にあたり

2020年度FD委員長 島田 志帆

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、毎年、授業改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施などを行っています。2020年度のFD活動の概要をニューズレターに取りまとめ、ここに公表いたします。

なお、過年度のニューズレターは本法科大学院のホームページの下記アドレスに掲載しています。

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

今回のニューズレターには、長年、本法科大学院で教鞭をとられ、今年度末で特任教授としての職務を終えられる吉村良一教授、薬師寺公夫教授に法科大学院での教育経験に触れてご寄稿いただきました。ここに御礼申し上げます。

〈 2020年度のFD活動 〉

I 授業改善アンケート

1 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしています。

2020年度の春学期は対面授業が実施されなかったため、授業改善アンケートについても、manaba+Rの出席カードを利用して、授業外で回答してもらう方法をとりました。

2 2020年度春学期第1回授業改善アンケート

第6週6月11日（木）～17日（水）に実施しました。実施方式としては、manaba+Rの出席カードを利用して、授業改善アンケートを行いました。授業外に任意に回答してもらう方式となったこともあり、回収率は延べ801名中404名（50.4%）にとどまり、前年度（91.7%）から大幅に低下しました。他方、自由記述欄の半数以上に記載がみられました。

3 2020年度春学期第2回授業改善アンケート

第14週8月1日（土）～7日（金）に実施しました。実施方式としては、第1回目と同じく、manaba+Rの出席カードを利用する方式としました。回収率は延べ808名中300名（37.1%）にとどまり、第1回目（50.4%）よりさらに低下しました。ただし、自由記述欄の記述率は第1回前よりも上昇し、回答欄の約7割に記述がみられました。

4 2020年度秋学期第1回授業改善アンケート

第6週11月2日（月）～6日（金）に実施しました。秋学期は対面授業となったため、実施方式は、授業時間内に配布し、回収する方式としました。回収率は延べ645名中563名（87.3%）となり、manaba+Rの出席カードを利用した春学期第2回目（37.1%）より大幅に向上するとともに、授業内配布・回収方式を採用した前年度同時期と比べても、約5%上昇しました。自由記述欄にも、6割程度に記述がみられました。

5 2020年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14・15週1月6日（月）～19日（金）に実施しました。実施方式は、秋学期第1回目と同じく、授業時間内に配布し、回収する方式としました。回収率は延べ613名中529名（86.3%）であり、第1回目（87.3%）とほぼ同水準を維持しました。自由記述欄の記述率も6割を超え、多くの記述がみられました。

Ⅱ FDフォーラム

例年、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催しています。2020年度は、3回のFDフォーラムを開催しました。そのうち2回は、Zoomを利用して、非対面方式で実施しました。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにしています。

第1回FDフォーラム 2020年5月26日（火）15:40-17:00 Zoom 出席者24名

テーマ 「Zoomを用いた法科大学院の授業」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 松本克美教授（民法演習Ⅰ）
- ③ 島田教授（商法Ⅰ）

本年度の第1回FDフォーラムでは、「Zoomを用いた法科大学院の授業」をテーマとして取り上げました。当法科大学院においては、可能な限り対面式授業に近い授業形態をとるため、5月7日から、全授業についてZoomを用いたライブ授業が実施されました。そこで第1回FDフォーラムでは、法律基本科目のうち演習科目と講義科目の担当者から、具体的な授業実施方法について報告をしてもらい、Zoomによる授業の運営方法について教員間で意見交換を図ることとしました。

各報告においては、パワーポイントのPDFをZoomで画面共有する方法や、授業中の学生の発言のさせ方、また、Zoomの「手を挙げる」機能の利用方法やmanaba+Rの出席カードの利用方法などが報告されました。以上の報告をもとに、質疑応答・意見交換が行われ、メリットとしては、通勤・通学の手間がない点が、また、デメリットとしては、マイクでの対話にタイムラグや断線があり、お互いにストレスを感じる点、また、授業の非対面化により、対面では容易に回答できる質問もメールでやり取りすることが増えた点などが挙げられました。今後は、各教員において自身の教育・指導において活用していく旨が確認されました。



第2回FDフォーラム 2020年7月7日（火） 15:40-16:40 Zoom 出席者22名

テーマ 「WEB授業における平常点評価」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 坂田隆介准教授（憲法A）
- ③ 松岡久和教授（民法総合演習）
- ④ 和田吉弘教授（民事訴訟法I）

第2回FDフォーラムでは、「WEB授業における平常点評価」をテーマとして取り上げました。WEB授業のもとでは、対面式授業の場合と比べて、平常点評価の割合が高くなっています。そこで今回は、法律基本科目の授業担当者から、中間到達度検証を含めて平常点評価のために、学生にどのような提出課題を課し、評価しているかについて報告をしてもらい、教員間で意見交換と情報共有を図ることとしました。

各報告においては、最終到達度確認試験とレポート、到達度確認、平常点の各割合や、到達度確認の内容、manaba+Rの小テスト機能の利用方法、あるいは、中間到達度検証を60分の時間制限のもとに、開始の5分前にメールで課題（PDF）を送信し、答えはPDFまたはPNG・JPEGの画像により担当者に添付ファイルを送信するという方法、事前課題の提出、授業での活用方法などが紹介されました。その後、具体的な成績評価方法や、時間制限をしてメールで課題を提出させる場合の留意点や工夫などについて、活発な質疑応答がされ、今後、WEB授業が再開が決定されたときの参考として、各教員において自身の教育・指導において活用していく旨が確認されました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。

http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm



テーマ 「法曹コースと法科大学院教育」

報告者

- ① 坂田隆介准教授 （特修憲法）
- ② 和田真一教授 （特修民法）
- ③ 松宮孝明教授 （特修刑法）

第3回FDフォーラムでは、「法曹コースと法科大学院教育」をテーマとして取り上げました。今年度から、立命館大学法学部2回生による法曹進路プログラム（法曹コース）設置科目の履修が開始されています。法曹コース設置科目においては、法科大学院未修コースと同等の教育内容を実現する必要があります。そこで今回は、法曹コース科目の授業担当者から、法科大学院教育の内容を実現・担保するための試みについて報告をしてもらい、教員間で意見交換と情報共有を図ることとしました。

各報告では、事例問題と解答を主とした授業運営がされていることが報告され、それぞれの科目の特色を踏まえた運営がされていることが確認されました。また、各報告の質疑応答を通じて、学部生の答案作成能力を高めるための指導方法や、法曹コースの科目を受講する学生の意欲や実際の進路傾向などについて、活発に意見交換がされました。2021年度から憲法・民法・刑法以外の法分野の科目も順次開講されていくことを見据えて、今後の教育・指導において活用していく旨が確認されました。

Ⅲ 授業参観

2020年度は、春学期はZoomによる非対面方式で授業が行われたため、授業参観の実施は見合わせることとなりました。秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって、先端・展開科目について授業参観を行いました。また、例年通り、新設科目、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身も他の授業を参観していただきました。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成しています。そのコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告しています。また、兼任教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしています。



2021年3月をもって法務研究科特任教員としての任期を終える。法務研究科には、2011年4月以降、特任期間の後半の5年を含めて、丁度10年にわたってお世話になった。1981年に立命に赴任して以来、法学部、APUを経験してきたが、法務研究科設立時に国際関係法科目を担当いただいた松井芳郎先生の後を受け継ぐ形で、2011年度から専任で就任することになった。実際には2011年度以前にも、まだ本研究科が氷室キャンパスにあった頃に、松井先生に国際関係公法の殆どの科目を担当していただく中、私が国際関係公法Iを分担させていただいた。国際関係公法Iと同IIさらに同演習の3科目間の相互の役割分担、ならびに、シラバスにある「授業の概要と方法」「受講生の到達目標」「授業スケジュール」の基本は、そのときに相談して作成いただいたものが、現在の土台になっている。

日本におけるロースールの創設期にあつて、法の支配の新たな時代を担う多数の法曹の要請とその教育の主軸を担う法科大学院の役割といった大きな夢を抱きつつ、立命館はその法曹理念として「地球市民法曹」の養成を打ち出した。当時、法学部に在籍し全学役職の任にあつた私は、法務研究科設立に向けた熱気ある議論には直接触れることはなかったが、地球市民法曹の資質の1つとして国際感覚に富んだ法曹の養成を期待し、その柱の1つに国際関係公法の素養に明るい法曹の養成を頭に描いていたことは疑いない。国際交流も盛んに喧伝されていた時代でもあつた。役職上海外出張すると、司法試験の択一試験にも国際法を導入して国際化への道を邁進する中国の姿勢を目の当たりにして、法の世界でもグローバル化への対応をめぐる競争が始まっているのだとつくづく思った。そうした気負いもあつて、司法試験に合格できる基本的力の養成は最重要課題であるが、それとともに実務法曹として国際司法裁判所、国際海洋法裁判所、国連人権条約実施諸機関などの諸事例にも対応できる基礎力を養成することをプログラムの中に一部入れることになった。そうした試みの1つとして、国際関係公法演習では国際判例について1度は英文の国際判例を直接呼んでレジユメを作成することも院生に体験してもらったことがある。また判決についても、可能なものについては、ICJ多数意見や国内の最高裁判決だけでなく少数意見や下級審判決、可能であれば各種判例評釈にも目を通して、できるだけさまざまな角度から問題を検討することが試みられた。ロースクール用のケースメソッドを中心においた「国際人権法」テキストの作成等もそうした試みの一つであつた。

第1回新司法試験の後APUに赴任することになり、約4年間ロースクールとは完全に切り離された生活が始まった。しかし、FDについては、そこで若干の貴重な経験をした。まず驚いたのは、法学とは分野が異なるとはいえ、欧米、アジア、アフリカ出身の先生方の教育方法は、講義型の授業形態とは相当異なる、フィールドワーク、グループ・ディスカッション、あるいはシミュレーション・ゲームといった学生主体の双方向型授業を中心に組み立てられていることであつた。さらに、アメリカのAACSBの認証校になるための挑戦(取得に約10年を要した)も、懐かしい思い出である。MBAとしてのミッション及びビジョンの作成から講義や演習の方法に至るまで、関連教員の講習会が何度も開催され、アメリカの本部及び世界の認証校から派遣された指導教員の下で、教科内容の編制、教科の教授内容及び教育方法の基準化と独自性の確保について繰り返し議論を重ね、試行を繰り返した。その過程で英語での授業方法を学ぶために希望する先生にはアメリカでの短期留学や夏季研修が用意されるなど徹底したプロセスであつた。

2011年にロースクールに着任し、久しぶりに法務研究科の授業を担当させてもらったが、まるで浦島太郎のような感覚であった。4年も離れていた法科大学院の最新の専門教育に追いつくのに必死の思いであった。この頃には法科大学院をめぐる社会の状況も創設当時とは大きく変化していた。ロースクール設立時にあった、さまざまな分野の知見をもった多様な人材で構成される法曹に支えられる新たな法化社会の構築といった高い理念は、決して放棄されたわけではなかったが、勢いを失ってきていた。国際社会及び日本社会の景気後退と経済状況の悪化、民営化と公務員削減など創設時に描いていた法化社会の実現を阻むさまざまな障害が生まれていた。司法試験合格者の数も当初構想していたものとは明らかに異なる状況が出現していた。少なくない法科大学院が募集停止に入り、消滅し始めた。若年人口の減少もあって、法曹をめざす人の絶対数が大幅に減少するなか、法曹の質の維持もあって司法試験の合格者数の制限が次第に強められる傾向が顕著になった。このような中、法科大学院希望者も、まずは司法試験の合格者数が多く、合格率の高いロースクールを受験する傾向が益々強まっている。学部教育との接続が模索されているとはいえ、2年又は3年の大学院での教育過程で、現在の国内及び国際社会が必要とするような法曹の力をどこまで養成できるのかが、改めて各法科大学院に問われているといっても過言ではないのだろう。一方では1人でも多くの司法試験合格者を養成しなければ、法科大学院の存立基盤自体が揺らぐという状況の下で、しかし他方では、社会の諸問題を正確に捉えて法が果たせる又は果すべき役割を適格に判断できる基礎体力をもった法曹の養成が要求されているように思われる。司法試験審査委員時代によく採点実感に書いたことだが、教科の基礎的な知識を確実に身につけて、かつ対処すべき事態の事実を客観的に分析し、基礎的な知見をいかに適用できるかをさまざまな角度から柔軟に考察できる応用力を身につけることが、依然としてFDの基本的な目的であり、ベスト・プラクティスから相互に学んでいくことが益々必要だと思う。

2020年度は、コロナウィルスへの対応ということで、法科大学院（前期）、学部授業（通年）とも大変苦労した年度であった。特任最後の年に、ZoomをはじめWEB授業を初歩から学ばなければならぬとは思ってもみなかった。実に多くの失敗をした。しかし、1年を振り返ると、教職員、学生、院生の援助のお陰で、ずいぶん新しい課題に挑戦できたと思っている。遠隔授業の技術が身についたとは決して思わないが、諦めることなく学べば、少人数の大学院教育だけでなく、多人数の遠隔授業でもTAの力を借りて全体討議や班別討議、シミュレーション・ゲームも実施できた小さな達成感を感じている。コロナウィルスにより全国学会が殆ど中止になった反面、エントリーさえすればWEBを通じた世界的シンポジウムがそれこそ毎週のように開催される状況が生まれてもいる。おっくうがっついてはおれない。これがグローバリゼーションの現実であり、若い世代はコロナウィルスをもものともせず、その中での新たな可能性に果敢に挑戦している。いよいよ世代交代だと思う半面、まだまだ簡単に諦めるなという気がする。来年度も授業担当という形では法務研究科にお世話になるので、今少し法科大学院の教育でも頑張ってみたい。せっかく覚えたZoomは、対面授業をフォローするものとして家からの答案練習等にも使うことができる。

法科大学院のみなさまには長らくお世話になり、有り難うございました。しかし別のかたちでまた次年度も宜しく願います。



はじめに

3月で特任教授の任期も終わり、第2の定年を迎えることになる。1979年に28歳で立命館大学法学部に就職し、特任の5年を加えると42年の長きにわたったことになる。思い起こすことは多々あるが、ここでは（本ニューズレターの性格上）法科大学院での13年の教育活動に関わって、いくつかのことを記すことにしたい。

民法関係（民法演習を中心に）

法科大学院が発足したのは2004年であるが、2007年度までは、学部に残って、学部長や法学研究科長などをしながら、法科大学院を横で見ていることになる（選択科目の環境法は担当していたが）。学部から法科大学院への移籍は2008年であった。移籍が近づいてくると、「法科大学院での教育は大変だ」といった声が、学内外から聞こえてきた。そこで、これは覚悟を決めなければならないと思い、移籍直前の1月に、法科大学院の民法担当の同僚の「授業参観」をさせてもらい、「双方型」授業のイメージトレーニングをした。4月の開講後は、特に、民法演習の準備にかなりの時間を費やした。教材として判例を扱う場合には、調査官解説はもちろん、主だった判例評釈類のほとんどに目を通した（判例評釈や百選等での解説を執筆する場合以外に、これほど関連文献を渉猟したことは初めての経験であった）。1テーマの準備に（最初の頃は）、数日かかったのではなかったかと思う。院生はよく、「予習が大変だ」と言うが、こちらもそれくらいかけて準備しているんだと懇談会などで話したこともある（ただし、院生には、それでこの程度の授業かと言われてしまいそうだが）。

しかし、このようにして知識を仕込むだけでは授業準備として不十分で、このような知識を、基礎的なもの（授業では、最初の部分で確認すべきもの）から当該授業テーマで（司法試験を念頭において）しっかり理解させなければならないもの、判例の射程や射程を超える問題をどう考えるかといった、より応用的なものに仕分けし、それを90分の授業の流れ（私の場合、院生諸君には次の予定もあろうから、授業時間の延長は行わないということをこころがけた。もちろん、授業後の質問には根気良く付き合ったが）で、双方向的な応答を含めてどう展開するかというシナリオがいる。そのために、授業の流れと、どこでどういう質問するかということを書いたメモ（A4用紙で7、8枚）を作った。なお、このメモをさらに圧縮したものを、全クラスに配布されている「学習ポイント」メモとは別に、「復習メモ」として担当クラスに配布したが、これは受講生から好評だったようで、中には、それを全部残しておいて、本試験直前の復習に役立てたと言ってくれた合格者もいた。

これだけの準備をして臨んだせいか、あるいは、受講院生たちが優しかったのか、授業アンケートでは、最初の年から今年度の最後の民法演習まで、「（非常に）分かりやすい」「（非常に）満足」という回答を多数の受講生 からもらっ

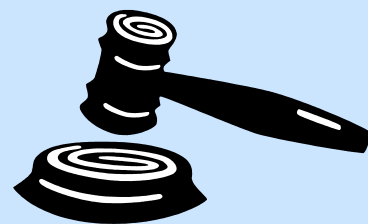


た。また、(学部とは異なり)院生諸君も、司法試験合格のために授業を活用しようという意欲があるので、予習の指示等にしっかり対応してくれ、その点でもやりがいのある授業であった。前述した、「法科大学院での教育は大変だ」という思いは、当初の段階から持つことはなかった。考えてみると、私がまだ学部にあった4年間は、法科大学院の立ち上げ時期で、司法試験の問題がどのようなものになるかもわからない中で、しかも、旧司組の「猛者」が多い中での、ある意味での混乱、あるいは、試行錯誤の時期であり、先生方の努力で、落ち着きを見せていた段階での移籍であったことも背景にあるのかもしれない。ただし、立命の法科大学院の民法演習の場合、担当教員の研究分野に関係なく、(各クラス並行で)民法の全分野のテーマを扱うことになっている。私自身の研究分野は不法行為という(重要かもしれないが)民法のごく一部で、他では、総則、物権総論(これについては、未修科目で法科大学院でも講義をした)、債権法については、学部等で教育経験があるものの、担保物権と家族法はまったくの未経験で、二宮先生や生熊先生のメモなどを参考にしつつの、薄氷を踏む思いの授業であった(特に、家族法は、最近改正されたりしたので、最後まで)。何とか、薄氷を踏みぬくことなくやれたとは思いますが、学生の質問に対応できず、回答を次回に回したり、LETで修正したりしたことが何度かあった。ただ、困るのは、答えが難しい質問には、学説等もいろいろ論じているが、これはという答えがないという意味で難しいものと、基本的な問題だが、私の知識不足で即時の回答が難しいものがあり、例えば、私の専門である不法行為の場合、後者の意味で「難しい」質問はないつもりだが、担保法の場合は、その見分けがつかないことがあるということである。後者の質問が後回しにされた場合、院生からすると、「頼りない先生だなあ」ということになってしまう。ただし、対応しないままごまかすということはしてはならないし、しなかったつもりではある。

他の民法科目では、実務家とペアを組んで行う「民事法実務総合演習」が個人的には得るところが多い授業であった。途中までは、平井弁護士と組むことが多かったが、平井さんは医療訴訟などで医療機関側の代理人をつとめられることが多く、私の場合、論文でも意見書類でも被害者救済の立場を明確にした議論をやっているのだから、損害賠償事例を扱う際に、自ずからしゃべることに差が出てくる(もちろん、院生が混乱しないように、お互い、阿吽の呼吸でうまくやれたと思っているが)。良くできる院生には、そのあたりが感じ取れたようで、アンケートや合格祝賀会での立ち話で、「両者の違いが面白かった」という感想が聞こえてきた。さらに、これらの授業では、派遣裁判官や裁判官出身の方とペアを組むことも多いが、そこでの経験は私にとって極めて新鮮かつ貴重であった。私自身は公害訴訟等で弁護士との交流は比較的多い方だと思っているが、いわゆる要件事実論を含めて、なるほど裁判官はそういう風に考えるのかといった点を、これらの授業の経験の中で学ばせてもらった。また、私の不法行為法の教科書では、第4版で要件事実論について言及することにしたが、その際、貴重な助言も受けた。

自主ゼミについて

院生や修了生に頼まれて、いわゆる自主ゼミを数多く行った。移籍して2年目の終わりころに、3人の最終学年の院生に頼まれて、司法試験の過去問のゼミを数回やったのが最初であった。優秀な院生で、幸い、そのあと5月の試験で2人は優秀な成績で合格した。そして、私に頼めばつき合ってくれるという



ことが、彼らからの口コミで伝わったのか、その後、主として修了生相手の民法自主ゼミをかなりの回数、かなりの数の修了生相手に実施した。多いときには、発表後の10月頃から次の年の2月頃まで、5、6人のゼミを3つ並行させたこともある。特任になってからは院生・修了生からの依頼は減ったが、それでも、今も、L2、S1の院生相手にZoomでやっている。

教材は、司法試験の過去問、あるいは、松岡・潮見・山本編の京大の演習教材（解説がないので、適当な指導者がつかないと院生・修了生だけでは使いこなすのが難しいが、大変良くできた教材で、自主ゼミのほか、最終学年の選択科目である「民法総合演習」でも使っている。改正法に合わせた改訂が望まれる）を使った。

また、厳密に言えば「自主」ゼミではないのだが、L1の院生に、夏休みの時期に、こちらから呼び掛けて、法科大学院の既修者入試の問題（立命のものだけではなく、他大学のものも含め）を使ったゼミをほぼ毎年やってきた。

これらのゼミの場合、答案を書かせてコメントをするということにしているが、そこで、気をつけなければと思うのが、我々のような教員が答案を見る場合、完璧な（100点満点の）答案から見て足りない点や修正すべき点をコメントすることになりがちだということである。司法試験の場合、100点はもちろん80点90点も取る必要はないわけで、50点取れば何とかかなり、60点なら御の字ということになる。もちろん、最初から50点や60点狙いの勉強をしていては、40点にも行かない答案しか書けないということになるので、目標は安易に下げるべきではないのだが、それでも目指すべきは100点ではない。このあたりの兼ね合いは難しいのだが、私は、基本的には気になった点はすべてコメントを付け、ただ、これらのことを全部完璧に書けと言うことではないと、常々、話すことにしていた。また、教員（とりわけ研究者教員）の場合、良く分からなくても何とか粘って、「当たらずといえども遠からず」という答案を書く「技術」を指導するのは難しく、そのあたりは、合格者でもある弁護士ゼミの協力弁護士の力を借りるしかないのではないかと思っている。

環境法について

私のもう一つの担当分野が環境法である。立命では法科大学院発足の2004年から環境法務Iを担当し、非常勤で、京大の法科大学院で2007年から今年度まで、さらに、2015年度には1年だけだが大阪大学の法科大学院でも教えた。

環境法も試験科目であるので、授業でも試験問題は意識するし、これも自主ゼミやエクステンションセンターの春の直前「特化ゼミ」などで、過去問を使ったゼミをやってきた。しかし、他方で、環境法の授業では、もう一つのコンセプトとして、公害・環境法の発展において、重要な意味を持った事件（4大公害訴訟にはじまり、景観訴訟、福島原発事故賠償訴訟等々）を取り上げ、それらにおいて、実務家（特に、弁護士）がどのような役割を果たしてきたか、また、果たすべきなのかという点を、私自身が交流をもった経験なども紹介しながら、実務家（特に弁護士）を目指す諸君に語るということをやってきた。

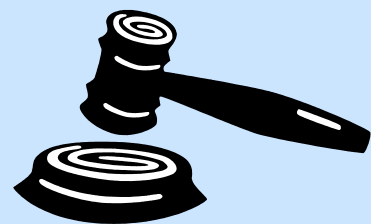


法科大学院の理念に関わって、「理論と実務の架橋」ということが言われてきた。これは、ややもすれば、法科大学院以前の法学教育が実務を知らない（実務で役に立たない）ものであったというコンテキストで語られることが多いが、私自身は、これは、法と法理論は「理論と実務の（一定の緊張関係をもはらんだ）協働」のなかで発展してきたし、今後もそうでなければならぬという意味に理解している（「理論と実務の協働」というコンセプトについては、4月刊行予定の拙著『政策形成訴訟における理論と実務』（日本評論社）を参照されたい）。

このようなコンセプトをも込めた授業がどのように院生諸君に受けとめられたかは定かではないが、これらの授業の講義ノートは拙著『公害・環境訴訟講義』（法律文化社、2018年）に結実し、また、いくつかの公害・環境訴訟の弁護団との交流の場に、立命内外で、私の環境法を受講した若手弁護士と出会う機会があることは、私にとって、大変、うれしいことである。

おわりに、

字数に厳格な制限がないという事務局のお話に甘えて、とりとめのないことを長々と書き連ねてしまったが、最後に、今後の立命館大学法科大学院の発展と先生方のご健勝を祈念して終わりにしたい。私自身は、少なくともあと1年は非常勤として前期は法科大学院、後期は学部でお世話になることになっており、また、研究はもうしばらくは続けるつもりなので、朱雀のライブラリーにはお世話になることになり、お目にかかる機会もあろうかと思っている。



立命館大学 法務研究科（法科大学院）

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp